

十月二十八日(二十三日)閣議決定案(第一二八頁)  
 閣議決定案(第一二九頁)  
 閣議決定案(第一三〇頁)  
 閣議決定案(第一三一頁)  
 閣議決定案(第一三二頁)  
 閣議決定案(第一三三頁)  
 閣議決定案(第一三四頁)  
 閣議決定案(第一三五頁)  
 閣議決定案(第一三六頁)  
 閣議決定案(第一三七頁)  
 閣議決定案(第一三八頁)  
 閣議決定案(第一三九頁)  
 閣議決定案(第一四〇頁)  
 閣議決定案(第一四一頁)  
 閣議決定案(第一四二頁)  
 閣議決定案(第一四三頁)  
 閣議決定案(第一四四頁)  
 閣議決定案(第一四五頁)  
 閣議決定案(第一四六頁)  
 閣議決定案(第一四七頁)  
 閣議決定案(第一四八頁)  
 閣議決定案(第一四九頁)  
 閣議決定案(第一五〇頁)

閣甲第一七四號  
起 昭和三十四年八月八日  
決定 昭和三十四年八月八日  
及可昭和 年 月 日  
昭和三十四年 年 月 日

### 内閣總理大臣

外務大臣 **五**  
 陸軍大臣 **五**  
 文部大臣 **五**  
 遞信大臣 **五**  
 厚生大臣 **五**

内務大臣 **五**  
 海軍大臣 **五**  
 農林大臣 **五**  
 鐵道大臣 **五**

大藏大臣 **五**  
 司法大臣 **五**  
 商工大臣 **五**  
 拓務大臣 **五**

内閣書記官

内閣書記官

別紙要項ニ依リ興亞奉公日設  
 定ノ件

# 右閣議ニ供ス

興亞奉公日設定ニ關スル件 (一四八八)

國民精神總動員委員會決定ノ「國民生活日」ノ趣旨ヲ採擇シ左記ニ依リ興亞奉公日ヲ定ム

## 一、趣旨

當日全國民ハ舉ツテ戰場ノ勞苦ヲ偲ビ自肅自省之ヲ實際生活ノ上ニ具現スルト共ニ興亞ノ大業ヲ翼贊シテ一億一心奉公ノ誠ヲ效シ強力日本建設ニ向ツテ邁進シ以テ恒久實踐ノ源泉タラシムル日トナスモノトス。

## 二、名稱

興亞奉公日 (國民奉公日)

## 三、日

一日 (七月)

## 四、實施項目

取り敢へズ國民精神總動員委員會決定ノ「國民生活綱要」ノ趣旨ノ  
遵守勵行但シ地方ノ實情ト對象トニ應ジテ項目ニ於ケル多少ノ増減  
變更ハ差支ナク且ツ右ノ實施ニ關スル具體的方法ハ地方ニ於テ夫々  
其ノ實情ニ即シ適宜之ヲ定ムルモノトス

五 實施

昭和十四年九月ヨリ實施シ事變中之ヲ繼續スルモノトス

興業日、戰場日、戰場を偲ぶ日、國民奉公日、國民反省日、興業生  
活日、興産報日

二 日

東京府國民精神總動員實行部、大阪府國民精神總動員委員會ノ案ハ七  
日説

三 國民生活綱要

(1) 早起勵行 (2) 報恩感謝 (3) 大和協力 (4) 勤勞奉公 (5) 時間嚴守 (6) 節約貯蓄 (7)  
心身鍛鍊

岩手縣ニ於テハ「敬神崇祖」「勤勞倍加」「簡素生活」「物資活用」  
「貯蓄勵行」「體位向上」ヲ以テ統後縣民ノ「皇民生活運動」ノ指導  
要目ト爲ス

時局に照應して政治的、社會的態勢を戰時化する事は此の際各般の方面に亘つて行はねばならぬ。其の中公私生活を刷新して其の戰時態勢化を圖ることは各人の努力に依り日常の生活に活かし得る場面多きが故に生活刷新運動として特に強調されねばならぬ。

今や我國の情勢は個人主義的、自由主義的生活態度の弊風を肅正して益々國民的、奉公的生活態度を強化すべき時である。事態は徒に論議に時日を遷延するを許さない。改善の要緊切なるものを事の輕重を問はず採り上げ、其の實踐を通して國民精神の緊張を促さねばならぬ。とりわけ都市に於て其の必要を痛感せざるを得ない。仍つて左の如く具體的に實行せんとする事項を定め、官民相協力し徹底的に實踐に向つて邁進せんとするものである。

### 一、國民生活日の設定

政府は毎月一定の日を以て國民生活日と定め、特に當日は全國民戰場の勞苦を偲び、強力日本建設に向つて邁進し、嚴肅闊達なる氣分を以て、國民生活綱要に副ひ日本精神を如實に顯現して、自肅自省、之を實際生活の上に具現し、恒久實踐の源泉となす日たらしめること。

### 二、國民生活綱要の提唱

「舉國一致」、「盡忠報國」、「堅忍持久」の指標の下に國民生活綱要として、特に日々嚴守勵行すべき項目を更に高調し、地方の實情と對象とに應じて之を具體化し其の普及徹底を圖ること。

#### 國民生活綱要

- (一) 早起 勵行
- (二) 報恩 感謝
- (三) 大和 協力
- (四) 勤勞 奉公
- (五) 時間 嚴守

- (六) 節約貯蓄
- (七) 心身鍛錬

三、第一期刷新項目

差當り刷新項目として左の事項を採り上げ、強力に實踐に力むることとし、政府は夫々其の所管事項に付適切なる措置を講ずると共に、國民精神總動員中央聯盟は之が普及徹底に努力すること。尙第二期には前記の成績を検討した上更に刷新項目を追加すること。

- (一) 料理店、飲食店、「カフェー」、待合、遊戯場等の營業時間の短縮
- (二) 「ネオンサイン」の抑制
- (三) 一定の階層の禁酒、一定の場所の禁酒
- (四) 冠婚葬祭に伴ふ弊風打破就中奢侈なる結婚披露宴等の廢止
- (五) 中元、歳暮の贈答廢止
- (六) 服装の簡易化

「フロックコート」、「モーニングコート」の着用は公式の儀禮に限り、其の他は平常服を以て之に代へること

男子學生生徒の長髪廢止

婦女子の「バーマネットウエーヅ」其の他浮華なる化粧服装の廢止

四、徹底方法

公私生活の戰時態勢化を徹底する爲既存の實行組織を整備し、各官公衛、會社、工場等職場毎に、市町村の區、町内、部落等地域毎に、各種團體學校毎に指導督勵の擔任者を定め、國民各個に滲透するやう自ら率先實行せしむると共に指導督勵に當らしめること。

(註) 本基本方策は昭和十四年七月十一日閣議に於て「其の趣意大體相當と認めらるるを以て關係各方面に於ては實行し得る

閣内第一七八號

起 昭和十四年八月十一日 閣議  
案 決定昭和十四年八月十一日 閣議  
可 昭和十四年 月 日 行 昭和 年 月 日

内閣總理大臣

近

内閣書記官長

内閣書記官長

外務大臣

近

陸軍大臣

近

文部大臣

尾

逓信大臣

近

厚生大臣

近

内務大臣

近

海軍大臣

近

農林大臣

近

鐵道大臣

近

大藏大臣

近

司法大臣

近

商工大臣

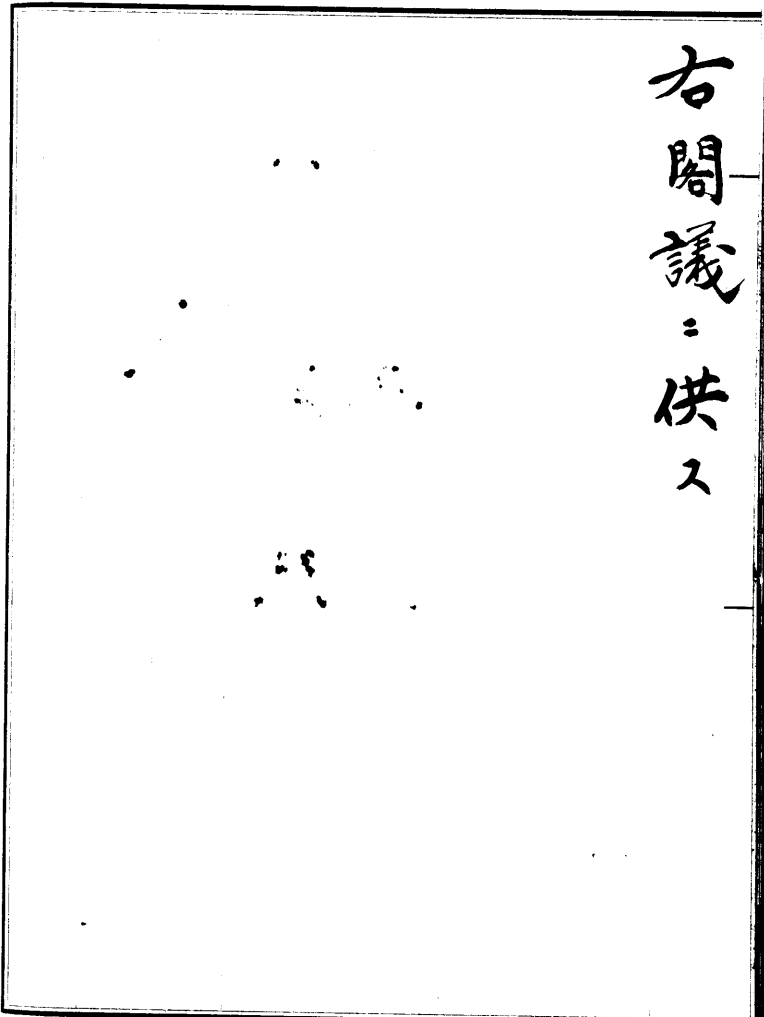
近

拓務大臣

近

別紙興亞奉公日設定ニ関スル内閣告諭案

# 右閣議ニ供ス



## ●内閣告諭號外

(案)

支那事變勃發以來茲ニ二年有餘、稜威ノ下皇軍將兵ノ勇戰健闘ト、軍後國民ノ協心戮力トニ依リ、未會有ノ戰果ヲ獲得セリ。然レドモ事變ノ推移ニ善處シ、國際政局ノ情勢ニ對應シ、此ノ時艱ヲ克服シテ聖戰所期ノ目的ヲ貫徹シ、以テ東亞新秩序ノ建設ヲ完成センガ爲ニハ、更ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ俟タザルベカラズ。是レ畏クモ聖勅ノ既ニ諭シ給ヘル所ナリ。全國民宜シク教旨ヲ奉體シテ、奉公ノ誠ヲ效スベキナリ。

願フニ國民精神總動員ハ、事變勃發直後ヨリ實施セラレ、各自相競ウテ盡忠報國ノ精神ヲ振起シ、之ヲ日常ノ業務生活ノ間ニ實踐シ來レリ。唯夫レ今後局面ノ益々重大ナルベキヲ豫想スレバ、國民精神總動員モ亦之

ニ即應シテ更ニ一層ノ強化ヲ必須トスベシ。是レ曩ニ其ノ新展開ニ關スル基本方針ヲ決定シテ、全國民ノ決意ヲ新ニシ、強力日本ノ建設ヲ目標トシ、銳意之ガ實效ヲ擧ゲンコトヲ期シツツアル所以ナリ。因テ茲ニ國民精神總動員委員會決定ノ趣旨ヲ採擇シ、毎月一日ヲ以テ興亞奉公日ト定メ、之ヲ恒久實踐ノ源泉タラシム。是ノ日即チ全國民ガ特ニ戰場ノ勞苦ヲ想ヒ、自肅自省、的確ニ之ヲ實際生活ノ上ニ具現シ、一億一心、興亞ノ大業ヲ翼贊シ、以テ國力ノ增強ヲ圖リ、強力日本ノ建設ニ邁進スルノ日タリ。全國民必ズヤ克ク此ノ趣旨ヲ諒トシ、小ナル實踐モ之ヲ積ンテ大ナル目的ニ到達セシメ、傳統的精神力ヲ集結シテ、國家總力ノ發揮ニ努メ、以テ 敎旨ニ奉對スル所アラン。是レ本大臣ノ深ク全國民ニ期待スル所ナリ。

昭和十四年八月十一日

内閣總理大臣男爵平 沼 騏一郎